

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。

令和二年七月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 基本測量（電子基準点現地調査）
- 二 測量の地域 奈良市及び生駒市
- 三 測量の期間 令和二年九月一日から同年十二月二十八日まで